

と・お・の いきいき参画

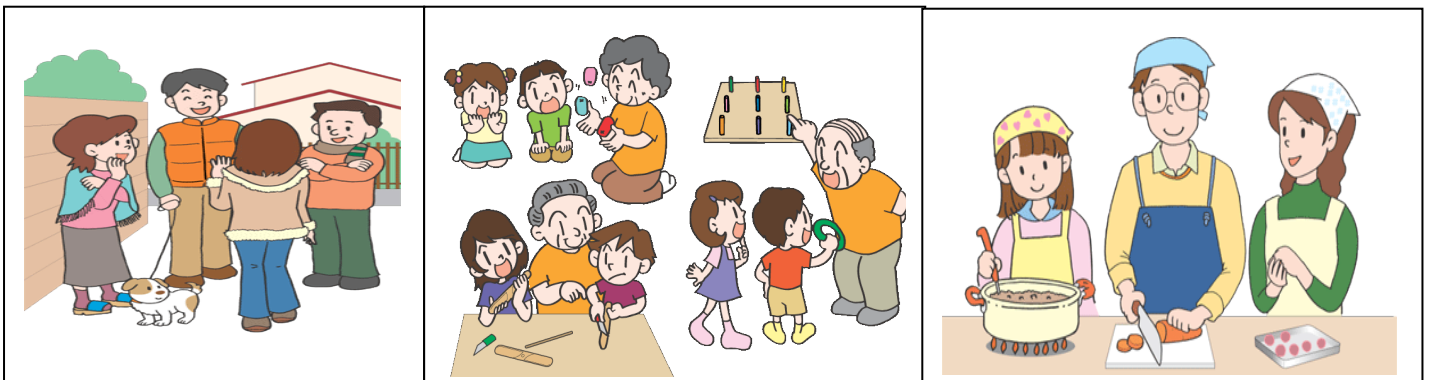
ともに育もう おもいやりと のうりよくが 活きるまち！

みんなで築こう！ 男女共同参画社会！！

男女共同参画社会とは、ひとりひとりの人権が尊重され、男性であること、女性であることにとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画をめぐる課題は、私たちの生活のあらゆる分野に及び、「家庭・地域・学校・職場・行政」が協力しなければなりません。

男性・女性がともに手を携えて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで行きましょう！！



D V 防止法、ストーカー規制法が改正されます。

「DV防止法」や「ストーカー規制法」が施行されてから、安全なくらしへより近づいています。しかし、近年、恋愛感情の高まりや自分の気持ちが満たされないことから、暴力行為や嫌がらせなどにより、被害者やその家族の命が奪われる事件が相次いで発生しています。このような中で、「DV防止法」や「ストーカー規制法」が改正されました。

【改正DV防止法の主な内容】 H26年1月3日より施行

- 同居する(していた)交際相手からの暴力及び被害がDV防止法の対象として追加。
- これまで対象外だった方も保護命令の申し立てができる。
⇒DV防止法の対象が広がりました。

【改正ストーカー規制法の主な内容】 H25年10月3日より施行

- つきまとい行為に「しつこいメールの送信」も追加。
つきまとい行為とは…①待ち伏せ・押しかけ ②無言電話 ③監視を告げる行為
④面会・交際の要求 ⑤乱暴な言動 ⑥汚物の送付
⑦名誉棄損 ⑧性的羞恥心の侵害 ⑨しつこい電子メール
- 被害者の住所だけでなく、加害者の住所地や被害を受けた地域の警察等でも、警告や命令を出せるように権限を拡大。
- 被害者が警察に要請したにもかかわらず、加害者に警告しない場合、被害者に書面で理由を通知することが義務化。

【男性にとっての男女共同参画】

男女共同参画は女性ためだけではありません。一般的に男性は強くあらねばならない、頼もしくあってほしいといったイメージがあります。しかし、厳しい社会情勢や男性固有のイメージから解放され、弱音をこぼしたり、

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」に取り組む企業が増えています。「仕事の充実」、「生活の充実」は、その両面において良い効果を生み出します。

職場によって取組みが簡単ではない場合も

じょじょ（女・女）に進む、だんだん（男・男）広がる、男女共同参画！

